

## 大町市公共工事に係る前金払取扱要領

平成20年4月14日

告示第37号

改正 平成28年7月1日告示第180号

令和2年8月18日告示第111号

(趣旨)

第1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の行う保証に係る公共工事の代価の前金払をする場合においては、この要領の定めるところにより取り扱うものとする。

(範囲)

第2 前金払のできる範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1件の請負代金額が50万円以上の土木建築に関する工事で、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費
- (2) 1件の請負代金が50万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査で、その設計及び調査の材料費、労務費、機械購入費(当該設計及び調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 1件の請負代金が50万円以上の土木建築に関する工事に係る測量で、その測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕料及び保証料に相当する額として必要な経費
- (4) 国土調査法(昭和26年法律第180号)に規定する市町村が行う地籍調査でその調査の材料費、労務費、機械購入費(当該調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(割合)

第3 前金払のできる割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2第1号については、請負代金額の10分の4以内の額とする。
- (2) 第2第2号、第3号及び第4号については、請負代金額の10分の3以内の額とする。

- 2 前金払をした後において、変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、先に支払った前払金の額を超えない範囲において、前項第1号については変更後の請負代金額に対し10分の5、前項第2号については変更後の請負代金額に対し10分の4の割合に達するまでは、これを前金払として認めることができる。
- 3 契約締結に当たり予算執行者は、財政事情等を十分考慮して前金払の割合を定めなければならない。

(保証証書の寄託及び保管等)

第4 予算執行者が、前払金保証証書(以下「保証証書」という。)の寄託を受ける場合においては、保証証書原本のほか、その写し2通の提出を求め、原本については保証証書預り証(別記様式)を発行し、予算執行者が指定する職員に保管させるものとし、保証証書の写し1通は支出票の支出証拠書類とし、他の写し1通は関係書類に添付するものとする。

- 2 保証証書は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後に預かり証と引換えに当該請負者に返還するものとする。

(前払金管理及び使途の監査)

第5 支払済の前金払については、その管理及び使途について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第27条及び前払金保証約款第15条の規定により保証事業会社をして厳正な監査を行わせるとともに、次の各号に定める処置をとるものとする。

- (1) 予算執行者は、請負者、保証事業会社又はその指定銀行から要請があったときは、適宜証明資料を発行し、前払金の不当使用の阻止に努めること。
- (2) 前払金の使途が適正でないとき、保証事業会社をして以後の前払金の払出を中止させること。

(保証金の請求)

第6 保証金の請求をするときは、保証金請求書に保証金請求金額計算書、当該請負契約解除時の出来形調書及び保証証書(変更保証証書を含む。)の原本を添えて保証会社に請求の手続をするものとする。

(委任)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年7月1日告示第180号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の大田市公共工事に係る前金払取扱要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年8月18日告示第111号)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式（第4関係）

保 証 証 書 預 り 証

企第 年 月 号  
年 月 日

様

大町市長

下記のとおり保証証書をお預かりします。

1 保 証 契 約 者  
住 所  
商 号 又 は 名 称  
氏 名

2 保 証 証 券 記 号 番 号  
(1) 証 書 発 行 番 号 第 号  
(2) 保 証 契 約 番 号 第 号

3 保 証 会 社 名

4 保 証 期 限 年 月 日 から  
年 月 日まで

5 保 証 金 額 金 円